

令和5年度

特定行為研修 募集要項



独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター

特定行為研修の概要

国立病院機構は、「私たち国立病院機構は、国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のため、たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに患者さんの目線に立って懇切丁寧に医療を提供し、質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます。」の理念のもと、急性期医療からセーフティネット分野の医療を担い、地域医療に貢献してきました。

医療を取り巻く環境が変化しても、患者や地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供していく上では、医療提供体制の充実・強化が必要不可欠です。また、医療の質を向上させ、維持するために、未来を担う医療人の育成は国立病院機構の責務と考えます。これらの使命を果たすべく、国立病院機構は看護師特定行為研修を推進することとしました。

<国立病院機構本部の研修理念>

国立病院機構病院 看護師特定行為研修（以下「本研修」という。）は、チーム医療の要である看護師が、医療機関や在宅において患者や利用者の状態・状況を自律的に判断し、特定行為の実施も含めた適切な医療を提供することにより、これからの時代に望まれる医療の実現（再構築・姿）に向けて役割が果たせることを目指します。なかでも、特定行為の実施にあたっては、研修後も自己研鑽を重ね、より安全で質の高い看護の提供を探求する姿勢を養うことを重視します。また、本研修は地域医療構想の実現、地域包括ケアシステムの構築に貢献できる看護師の育成を、地域の医療機関とともに連携・協働して行っていくものとし、地域における医療人の育成に貢献していきます。

<当院の研修理念>

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター看護師特定行為研修は、基本理念「患者さんから信頼される病院を目指す」の精神に基づき、全ての人々の尊厳を重んじ、高度急性期医療及び地域包括ケア医療の現場において、看護師特定行為を実施する上で必要となる学習環境を継続して提供します。

また、当院は地域の中核病院であり、遠隔地の受講生にも特定行為研修の門戸を開いていきます。

<研修目的>

医師の包括的な指示のもと、診療の補助（特定行為）が安全かつ医療倫理に基づき実施できる基礎的能力を養います。

<研修目標>

- ・多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施する能力を身につける。
- ・問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。
- ・医師の指示の下、手順書により、身体所見、検査所見、画像所見等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、安全に特定行為を行えるようになる。
- ・手順書案を作成し、再評価、修正できる能力を養う。
- ・医師、歯科医師から手順書による指示をうけ、実施の可否を判断するために必要な知識を学ぶ。
- ・実施、報告の一連の流れが適切に行える。

<研修内容>

1. 共通科目

No	科目名	時間数
1	臨床病態生理学	30時間
2	臨床推論	45時間
3	フィジカルアセスメント	45時間
4	臨床薬理学	45時間
5	疾病論・臨床病態論	40時間
6	医療安全学	45時間
7	特定行為実践	
小 計		250時間

* 共通科目は、講義・演習（e-ラーニング）、実習で構成されます。時間数には試験時間を含みます。

2. 区分別科目：12区分

No	特定行為区分	特定行為	時間数	
区分別科目	1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	10時間＋5症例
	2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調節 人工呼吸器からの離脱	30時間＋5症例×4
	4	循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調節	22時間＋5症例×4
	6	胸腔ドレーン関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去	15時間＋5症例×2
	9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	9時間＋5症例
	10	栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	9時間＋5症例
	13	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保	14時間＋5症例×2
	15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調節 脱水症状に対する輸液による補正	17時間＋5症例×2
	17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調節	17時間＋5症例
	18	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調節	9時間＋5症例
	19	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調節 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調節 持続点滴中の降圧剤の投与量の調節 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調節 持続点滴中の利尿剤の投与量の調節	29時間＋5症例×5
	20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん薬の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与	33時間＋5症例×3
	小 計			214時間＋135症例

* 受講生が希望する区分を選択して受講できます。循環器関連は症例数が少ないため、人数制限する可能性があります。

* 院外から受講を希望する場合で、当院の実習症例数が確保困難の場合には、研修生の勤務する病院で実習協力病院として、実習をしていただく場合があります。（受験前に研修担当にご相談下さい。）

* 区分別科目は、講義・演習（e-ラーニング）、実習で構成されます。

区分別科目の履修を開始できるのは、共通科目の履修修了が見込まれる受講生が対象です。

<研修修了要件>

- 1) 共通科目を履修し、当該科目を必要な時間数以上受講し、科目修了試験に合格すること。
- 2) 共通科目履修後、区分別科目を履修し、当該科目を必要な時間数以上受講し、科目修了試験及び実習評価に合格すること。
- 3) 高崎総合医療センター特定行為研修管理委員会において特定行為研修の修了が認定されること。
* 特定行為研修終了後、修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

<研修期間及び研修時間の目安>

研修期間：令和5年10月2日～令和6年9月27日

* 但し、実習症例数が満たない特定行為研修については、実習期間を延長します。

* 研修時間のおおよその目安

令和5年10月～令和6年1月	週3.5回	1日7時間程度のe-ラーニング講義・演習（共通科目）
令和6年2月～3月	週3回	1日7時間程度のe-ラーニング講義・演習（区分別科目） + 症例が発生したら臨床実習
令和6年4月～		臨床実習のみ

<研修日程>

令和5年10月2日	入講許可書授与・ガイダンス、共通科目受講開始
令和5年12月中旬	共通科目修了予定
令和5年12月下旬	区分別科目受講開始
令和6年1月10日～	区分別科目の座学が概ね修了していれば臨床実習開始（区分別科目の演習・実技試験）
令和6年1月下旬～3月中旬	OSCE試験（気道確保に係るもの）・（PICC挿入）・（動脈血液ガス分析関連） * 上記3区分については、OSCE試験に合格しなければ、臨床実習はできません。
令和6年9月上旬	臨床実習修了 区分別科目修了 * 但し、実習症例数が満たない特定行為の区分については、実習期間を延長します。
令和6年9月27日	閉講式

<研修日程の補足事項>

- * 臨床実習では、対象症例が発生したら、研修生を呼び出して症例経験を積み、5～10症例の経験を目指します。
- * 原則としては、受講生の勤務する看護単位で、対象症例が発生した場合には、区分別科目指導医師（または実習調整担当JNP）へ連絡し、主治医に許可を得て実習が可能であるか検討することとする。
- * 臨床実習期間は、所属する看護単位で勤務可能と考えております。履修の進捗状況により、看護部・看護単位と調整しながら、必要に応じて研修日を設けることとします。
- * 実習症例が少ないと見込まれる特定行為区分については、受講生の希望を取り入れながら、所属病棟師長の許可を得て、夕方から消灯頃までの時間帯で実習を行う場合があります。
- * 認定看護師・専門看護師等で、院内活動等と研修が重なる場合には、予め指導者と相談し、院内活動を優先してもよいこととする。但し、それらによる履修遅延の場合は、必要に応じて自主的に自宅等でもe-ラーニング講義の聴講を行って頂く可能性がある。その場合、病院で貸与するパソコンを病院外へ持ち出すことを禁止しているため、必要なパソコン・タブレット、その他通信機器、通信料は各自でご準備下さい。
- * e-ラーニング講義・演習の進捗状況により、自主的に自宅でのe-ラーニング講義聴講を行って頂く可能性がある。

<研修場所・実習施設>

e-ラーニング講義	：独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター または受講生の所属機関 シミュレーション室（研修棟1階）
e-ラーニング演習	：独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター または受講生の所属機関 シミュレーション室（研修棟1階）
実習	：独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター （一部の实習は協力施設で行う可能性あり） 救命センター、ICU、手術室、消化器科病棟、呼吸器外科病棟、救急外来、心カテ室など

<研修経費>

受講料

1. 受講料

受講が決定した場合、共通科目受講料と受講生が選択する区分別科目の受講料を納入すること。

1) 共通科目

費 目	受講料
独立行政法人国立病院機構の病院に所属する者	250,000 円
独立行政法人国立病院機構以外の施設に所属する者	300,000 円

*既に特定行為研修を修了している者が、修了していない特定行為区分を受講する場合、履修免除届と共に S-QUE 研究会の e-learning 以外での研修であった場合には、シラバスを提出すること。

研修委員会で履修免除が決定されれば、共通科目の受講費用は不要である。

2) 区分別科目

No.	費 目	受講料	
区 分 別 科 目	1	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	30,000 円
	2	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	90,000 円
	4	循環器関連	66,000 円
	6	胸腔ドレーン関連	45,000 円
	9	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	27,000 円
	10	栄養に係るカテーテル管理 （末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	27,000 円
	13	動脈血液ガス分析関連	42,000 円
	15	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	51,000 円
	17	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	51,000 円
	18	術後疼痛管理関連	45,000 円
	19	循環動態に係る薬剤投与関連	87,000 円
	20	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	99,000 円

2. その他

学習に必要なテキスト等の書籍費は別途かかる場合があります。

院内研修室で、e-ラーニングを視聴するためのパソコンと通信環境は、当院で準備しています。

提出書類等に使用するプリンターを研修室に配置しています。

病院で貸与するパソコンを病院外へ持ち出すことを禁止しているため、自宅でレポート作成する場合や、

自宅または、e-ラーニングを視聴するため、必要なパソコン・タブレット、その他通信機器等や、通信料は各自で負担しご準備下さい。研修生の自施設で ZOOM を使用して演習を行う場合も、各施設で必要なパソコン・タブレット等をご準備下さい。

<その他>

1. 看護職賠償責任保険について

本研修の受講決定後は、開講式までに看護職賠償責任保険に加入してください。

応募要領

1. 受講資格

以下のすべてを満たしていること

- 1) 日本国内における看護師免許を有すること
- 2) 看護師免許取得後、5年以上の実務経験を有すること
- 3) 所属長（院内受講の場合は所属看護単位の師長）の推薦を有すること

2. 募集人員

指定募集：独立行政法人国立病院機構施設内に所属する看護職 2名程度
一般募集：独立行政法人国立病院機構施設外に所属する看護職 3名程度

3. 試験日

令和5年8月25日（金）14：00～16：00 頃（面接が終了次第、順次解散）
試験開始の15分前から試験会場で受付を開始します

4. 試験科目

小論文（1200字程度）、面接試験

5. 出願手続

1) 出願期間 令和5年8月7日（月）～令和5年8月21日（月）必着

2) 出願書類

- ① 受講申請書（指定用紙）
- ② 履歴書（指定用紙）
- ③ 志願理由書（指定用紙）
- ④ 志願する特定区分一覧表（指定用紙）
- ⑤ 所属長（院内受講の場合は所属看護単位の師長）の推薦書（指定用紙）
- ⑥ 看護師免許の写し（A4サイズ）
- ⑦ 認定看護師または専門看護師の者は、認定看護師・専門看護師認定証の写し（A4サイズ）
- ⑧ 受験票（指定用紙）
- ⑨ 写真票（指定用紙）
- ⑩ 実習施設情報（指定用紙）
- ㊀ 受験料振り込み領収書の複写を貼る台紙（指定用紙）

3) 審査料 20,000円

振込先

銀行名：群馬銀行（銀行コード0128）
支店名：高崎支店（支店コード127）
預金種類：普通預金
口座番号：1710397
口座名義：独）国立病院機構 高崎総合医療センター
フリガナ：ドク）コクリツピョウインキコウ タカサキソウゴウイリョウセンター

4) 出願書類の書き方

(1) 受講申請書：指定用紙（様式1）

- ① 「申請者氏名（ふりがな）」は、本人が署名し押印してください。

(2) 履歴書：指定用紙（様式2）

- ① 年齢は、令和5年10月1日現在で記入してください。
- ② 電話番号は、いつでも連絡がとれる番号をいずれか1つは記入してください。
- ③ 一般学歴・専門学歴は、いずれも最終学歴を記入してください。
- ④ 職歴は、正式な施設名と診療科、勤務期間を記入してください。
- ⑤ 写真は6か月以内に撮影したもの（縦40mm×横30mm、裏面に氏名記載）を貼付してください。

(3) 志願理由書：指定用紙（様式3）

- ① 「志願理由」は、臨床看護の経験を含めて、具体的に記載してください。

(4) 志願する特定行為区分申請書：指定用紙（様式4の1・2）

- ①志願する特定行為区分に○をつけて提出して下さい。
- (5)推薦書：指定用紙（様式5）
- ①推薦者氏名には、看護師長の氏名を記入し、看護師長印を押印してください。
- ②「推薦理由」は、「受講希望者の看護実践能力、研修修了後の期待される役割等」を具体的に記載してください。
- ③推薦書は「厳封」にて準備してください。開封すると無効になるので、厳封のまま送付してください。
- (6)看護師免許証の写し
- ①看護師免許（原本）をA4サイズに縮小し複写したものを提出してください。
- (7)認定看護師または専門看護師
- 該当者は、認定看護師または専門看護師認定証の複写（A4サイズ）を提出して下さい。
- (8)受験票：（様式6）
- ①生年月日、ふりがな、氏名を記入してください。
- (9)写真票：（様式7）
- ①「履歴書」に使用した同じ写真を貼付してください。
- ②生年月日、ふりがな、氏名を記入してください。
- (10)実習施設情報（様式8）
- 当院以外から受験する場合に記入して下さい。
- 院内の職員は不要です。
- (11)受験料振り込み領収書の複写（様式9）
- 受験料を振り込みした領収書の複写をコピーし、台紙に貼り付けて下さい。
- (12)履修免除書（様式10）
- 特定行為研修の一部を既に修了している場合、共通区分のみを履修免除とすることができます。
- 特定行為研修修了証(複写)と、S-QUE 研究会の e-learning 以外の場合には、共通科目のシラバスを提出して下さい。

5) 出願方法

当院職員は出願書類を一括して封筒に入れ、事務部管理課 特定行為研修担当者まで直接持参して下さい。

当院以外から受験される方は書留郵便で下記に郵送で提出をして下さい。

持参・書留郵便での提出は、令和5年8月21日（月）必着です。

封筒の表の左側に、「特定行為研修」と朱書きしてください。

郵送先

370-0829

群馬県高崎市高松町36

高崎総合医療センター 事務部管理課 宛

027-322-5901

書類を受領した旨を、電子メールでご連絡します。

6) 注意事項

- (1)受験票：当院職員は事務部管理課より受験票を本人へ直接お渡します。当院職員以外は、令和5年8月23日（水）までに郵送します。試験日の2日前になっても受験票が手元に届かない場合は、下記へお問い合わせください。

独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター

電話（代表） 027-322-5901

担当 事務部管理課

- (2)一旦納入した審査料及び提出書類は、返還できません。

6. 選考方法

小論文、面接試験の結果及び出願書類を総合し、可否判定基準に基づき判定します。

7. 試験会場及び時間割等

1) 試験会場

独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター 本館2階大会議室1

2) 時間割

試験科目	試験時間
受付 (15分)	13:45~14:00
オリエンテーション (10分)	14:00~14:10
小論文 (60分)	14:10~15:10
休憩 (10分)	15:10~15:20
面接 (1人15分程度)	15:20~

*試験会場で受付をします。

*面接会場には順番に案内します。大会議室1には戻りませんので、すべての荷物を持って移動して下さい。

*面接が終了したら、順次解散です。

3) 試験に持参するもの

①受験票

②筆記用具 (鉛筆・シャープペンシル・消しゴムを準備してください)

4) 試験時の注意点

(1)試験中は携帯電話の電源を切って、カバンに入れてください。

(2)試験中は、係員の指示に従ってください。

8. 合格発表・入講手続

1) 合格発表日：令和5年8月29日(火) 午前10時からホームページ上で発表します。

(1)指定募集に応募された職員には事務部管理課から合否通知を、本人へ直接お渡しします。

当院以外で指定募集に応募された職員には、郵送にて合否通知を郵送します。

(2)一般募集に応募された受験生には、合否通知を郵送します。

(3)電話での合否の問い合わせには応じられません。

(4)合格通知を受け取った後、入講を辞退することが明らかになった場合には、院内職員は速やかに所属する看護単の看護師長・看護部長室へ連絡することとします。また、当院以外の職員で、入講を辞退したい場合には、速やかに当院事務部管理課までご連絡下さい。

(5)入講の辞退者が出た場合には、補欠受講候補者へ順次連絡する。

2) 入講手続

(1)手続期間 令和5年8月30日(水)～令和5年9月13日(水)

(2)入講に係る手続きについては、合格通知の文書と共に書類を同封し案内します。

10. 個人情報の取扱いについて

当センターへ提出いただく受験願書等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただくことがありますので、あらかじめご承知ください。

(1) 特定行為研修受講者選考試験実施のため

(2) 試験の結果又は内定通知書の送付のため

(3) 受験者名簿の作成のため

(4) 特定行為研修受講者名簿の作成のため

(5) 研修修了後、厚生労働省関東信越厚生局に修了した看護師の報告書を提出するため

(6) 研修修了後、各種証明書を発行するため

(7) 国立病院機構本部から受験者情報の問い合わせがあった場合に回答するため

個人情報の管理につきましては、当センター事務部門において万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。

11. 特定行為研修および試験に関する問い合わせ先

1) 受験及び研修に関する問い合わせ先

受験に関すること・事務手続き

独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター

事務部管理課 特定行為研修担当

研修内容に関すること ・ 一般募集による受験を検討している方

統括診療部 JNP 村田 (PHS: 5935)

* 祝祭日を除く月～金曜日の8:30～17:15までにご連絡ください。